

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第48号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第49号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第50号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第51号 総社市就業奨励金の交付に伴う意見について

議案第52号 農用地利用集積計画について

報告第35号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第36号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第37号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(主事)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、大変ご苦勞様でございます。

秋の収穫も終わり、一段落ついとんじゃあなかろうかと思ひます。そして、農地パトロール。皆さん方、大変だったんじゃなかろうかと思ひます。ちょっと私の所、まあ昭和地区というのは北部の方で過疎化になつとる所で、以前延原いう所で16軒程ございましたところが、昨年の12月において2軒程出まして、16軒がゼロ軒いう事にあひなつております。非常にどう言うんか寂しくなつて、農地を見ると非常にこう集落が戻れてない所が農地が守れるかなつというやうな事を頭の中に浮かぶわけなんですけど、道路、農地、非常に大変だろつと思ひますし、皆さん方もそれぞれの

地域を見て、農地が荒廃地あるいは遊休農地等々、大変心配じゃあなかろうかと思います。そうした中で、農地利用最適化推進委員の方々は、あるいは農業委員もそうですけれど、地域と連携プレーをとりながら、農地が荒れないように頑張っていたきたいと思っております。この前も、10月の29日に賀陽町から原営農組合へ、どう言うんですか、棚田についてイワダレ、あるいは芝等について、畦畔をいかにして守ろうかという事で、計16名程来られまして色々な事を説明したんですけど、草刈りが大変でその中で皆さん方ご承知だと思うんですけど、中山間手当。総社市は前までは860万程だったと思うんですけど、去年あたりで1,040万くらい申請して、もらえるような形になっておりますけど、賀陽町におきましては、2億9,600万円くらい中山間手当が出ておると思います。まあ私が新聞を見て喋っておりますけれど。私が賀陽町の方へ行った中で、これはもう15年、20年くらい前になりますかね。賀陽町に入りますと棚田が非常にこう言うんか、綺麗でありますというのが、非常に草刈りの管理が出来ておると言うような事で、この前の16人程の方が話をいたしましたけれど、非常にまあ、こう来られた方が高齢いうんか、我々の農業の平均年齢が74歳を迎えておりますけれど、守り切れないのかなという様な思いをいたしました。若い人がどんどんどんどん私たちの所も総社へ総社へというよりは都会へという様な形になっておりますけれど、一昨日も維新学区の方で色々な事をちょろっと話してましてね、寂しい人とあるいはここへ帰って来て良かったよというようなところ、色々な考えの方がありますけれど、皆さん方も地域をしっかりと守っていただいて、絆を作って地域を守っていただきたいと思っております。なかなか今、どう言いますか若い人に今までのどう言うんですか、草刈りが地域がのうなるんじやという事が分からない人がおりますし、えらい事はしとらないとかいうような事でちょっと話をすると、もうたいぎなんじやという様な事じゃなくて、地域をそれぞれ、特に農業委員会におきましては農地を守っていただいて、地域を守る、あるいは集落を守るような形でお願いしたいと思っております。

それでは、只今より令和2年第12回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席は、農業委員15名、全員出席しております。農地利用最適化推進委員の方も9名出席しております。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、10番委員、11番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入りますが、令和2年11月4日付けで、総社市長 片岡聡一から協議のあったことから追加議案を1件を提出いたします。

それでは、審議等の進め方について申し上げます。まず、議案第48号から議案第50号、議案52号及び報告第35号から報告第37号について農地担当の秋山委員に審議をお願いいたします。その後、議案第51号について農政担当の林委員から審議をお願いいたします。

それでは農地担当の秋山委員、よろしくをお願いいたします。

【議案第48号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆さん、ご苦労様です。

それでは、早速、付議事件の審議に入ります。

議案第48号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第48号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号43番】

(農地担当)

それでは、43番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

この案件につきまして、双方の話し合いのもと、増反によるものという事であります。受け手の方なのですが、地域農業にも精通されていまして地元でも活躍されている方です。別段問題は無いと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、同地区の担当の推進委員でございます池上委員、何か補足がございましたらお願いいたします。

(池上委員)

別に異議ありません。よろしくご審議お願いします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

43番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、43番は許可されました。

【受付番号44番】

(農地担当)

続きまして44番、福谷の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

こちらの案件も、双方の話し合いのもと増反によるものであります。受け手の方は、この方も地域農業に精通されていて、兼業農家ではありますが、水稻農業を一生懸命頑張られている方であり
ます。

以上です。よろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは池上推進委員、何か補足がございましたらお願いいたします。

(池上委員)

別にありません。よろしく申し上げます。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

44番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、44番は許可されました。

【受付番号46番】

(農地担当)

続きまして46番、福井の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(15番委員)

まず当該農地でございますが、住所福井となっておりますが、福井新田の一部にあたりまして、黒尾線よりは北にございます農地になります。泉団地から東へ多少下ったところの県道の北にある農地でございます。議案書にありますとおり、親子間での贈与でございますが、詳しくは地元担当の推進委員であります茅原委員にお調べいただいておりますので茅原委員、お願いいたします。

(茅原委員)

46番の案件につきまして、現地の確認を行いました。現況は水田で丁度刈り取りが終わったばかりでございました。譲渡人と受け人は親子の関係でございまして譲渡の理由としましては贈与によるものでございます。耕作の方は、これまでも受け人であります●氏がされてございまして、今後ともそのようございまして、水稻作付けの予定と聞いております。申請の内容につきましても本人にヒアリングをしましたところ、特に気になる点はございませんでしたので、問題なしと思われまます。よろしくお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

46番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、46番は許可されました。

【受付番号47番】

(農地担当)

続きまして47番、下原の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(1 1 番委員)

現地の方はですね、下原の集落の一番東の端で、高粱川の土手のすぐ下という位置にあります。面積は僅かなんですけども、元々すぐ南側に住宅があったようでありまして、現在は住宅は無くなって更地のような状況になっております。そのすぐ北側の僅かな面積という事であります。現地の方は、現在は何も耕作はされておられません。作付けはされておられませんけれども、これから畑として利用しようとするれば、利用できる状況であろうと思われれます。ただ、ここに入る直接接する道路は付いておりませんが、申請書を見ますとその元の宅地であった部分と合わせて利用するというふうに書いてあります。現地の方も先程言いましたように、もう建物はありませんので、畑としてその宅地の部分は畑として一体として利用するのであれば、入って行くのには困らない状況だという事でありましてけれども、宅地の方を今回の譲受人の方が一緒に譲り受けられたかどうかという事はちょっとはっきり分かりませんが、先程申しましたような状況、位置関係にありますので、恐らくは取得されておるものだろうと思われれます。現地の方としては、特に畑として利用するのに支障は無いかなと思われれます。

以上です。

(農地担当)

それでは、同地区の推進委員であります小西委員、お願いいたします。

(小西委員)

1 1 番委員のご説明のとおりで、私の方から特に言う事はございませんが、決まって良かったと思っております。実は自治会の方で誰もいなかったので草取りの管理をしておりました。しかし、譲渡人が決まりました良かったと思っております。

(農地担当)

それでは、受け人の地区の担当でございます1 2 番委員何かございましたらお願いいたします。

(1 2 番委員)

譲受人の方なんですけど、こちらの方も兼業で農業もされておりますが、地域農業、水稻を中心としてされてる方で、別段問題ないと思われれます。

以上です。

(農地担当)

池上推進委員、補足がございましたらお願いいたします。

(池上委員)

別に何もありません。よろしくお願ひします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

47番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、47番は許可されました。

【受付番号48番】

(農地担当)

続きまして48番、新本の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(10番委員)

この案件につきましては先月10月に提出をされておりましたけれども、●●●●さんがお亡くなりになりまして、取下げをさせていただいた案件であります。今回奥様の方から今の申請が上がってきたという事で、同一家族という事で申請をさせていただいております。この農地につきましては、そこにありますように譲渡人の●●さんが高齢のため、農業を廃止というような状況でありまして、この農地につきましては構造改善事業によりまして今の割田になっている農地でありまして、その隣接している農地を買い主さん持たれて今現在耕作関係をされとるというような状況でございます。そういった面におきまして、譲渡しの方が耕作していただきたいという事でございまして、売買になったという状況でございます。地域の周辺につきまして関係につきましては問題ないという事で、今まで通りの作業をしていただけるという事でございますのでご承認のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

(農地担当)

それでは、同地区担当の推進委員でございます長代委員、何か補足がございましたらお願いいたします。

(長代委員)

委員さんの意見に異議ありません。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

48番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、48番は許可されました。

以上をもちまして、議案第48号の審議は全て終了いたしました。

【議案第49号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第49号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第49号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号4条18番，5条72番，73番】

(農地担当)

それでは、4ページの4条でございますが、まず最初に18番、井手の件でございますが、5条に関連案件がございます。5条のまず7ページの73番。それから8ページの72番。これらと関連ございますので一括審議とさせていただきます。それでは、これらの件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

1 1月5日に、事務局以下2番委員、山田委員、池上委員、私で調査してまいりました。それでは報告します。現況は、地目は畑なのですが地上げされた畑の状態です。18番については東は田んぼと道路、西が田んぼ、南が水路、北が田んぼです。73番につきましては、これは東西南北いずれも水田であります。72番につきましては、東が道路、西が田んぼで南が田んぼ、北が道路です。いずれも特に問題はありません。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員)

ただ今現地調査の報告もございました3つの案件であります、まず最初に5条の7ページの73番から説明させていただきます。今回のこの3件の議案の所在農地といたしましては、新しくできた●●●●のすぐ横、●の入口辺りにあるんですが、その●●●●の道を挟んで西にある農地でございます。先程現地調査の報告にございましたように、地上げをされた畑地の状況ということでございましたが、すいません。もう何年前になるか分かりませんが、以前別の工事の資材置き場の関係で一時転用がなされまして、その後農地復旧されて今に至っておるところでございます。今回まず7ページの73番、5条の所有権移転に関してですが、議案書にあります通り住宅の申請でございます。周辺は自作田に囲まれておりますが、南に道が面しておりますして今回のこの宅地化に合わせて道の拡張の申請が上がっているのが4条の4ページの18番でございます。8ページの72番につきましては、それらの北。まあ同じ自作田になるんですけれども、そのすぐ北になりまして、●●●●●●●●の●●としての申請が上がってきております。3件ともに自作田の中でありまして、大きくこの農地を見ますと、東が道路、南が道路とその向こうが宅地、北が●●●●●●●●、あの大きい道に面しておる地域でございます。一部西側に田として農地が残っておりますが、そこは現在休耕状態でございます。転用したとしても周辺に影響は無いものと考えておりますので、地元としては問題ない案件と思っております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

(農地担当)

それでは事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、4条の案件、5条の案件とも市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

4条18番及び5条7ページ73番、それから8ページ72番、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号19番，20番，21番，22番】

(農地担当)

続きまして19番，井手の件でございますが，これも関連がそのすぐ下に続きます20番，21番，22番。これらと関連する案件でございますので，一括審議とさせていただきます。それでは，19番，20番，21番，22番，これらの件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

この19番から22番，転用はすべて道路なんです，これは繋がると後々1本の市道となる予定のようです。現況は保全管理した水田で，東は田んぼ，西が田んぼ，一部宅地と南が田んぼ，北が宅地，道路でございます。

以上です。

(農地担当)

それでは，地元委員からの説明をいたします。

(15番委員)

当該農地でございますが，先程の18番の案件の大きい道を挟んで北のブロック辺りになります。●●●●の南東辺りの農地でございますが，周辺はもうどんどん市街化されておりまして，どちらかと言えば農地がエアポケット的に残っているような状況でございます。そんな中，接道が繋がっ

ていない道が多々ございまして、現地調査に行かれた方は見られたと思いますが、もう迷路のような状況になっている所でございます。今回申請に上がっている4か所を道として整備すればその地域自体の回遊性が非常に良くなりまして、どん詰まりも無くなるように思っております。また、どんどん市街化が進んでおりまして、残っている農地の営農状況等も難しくなっていく中、おそらく今後も宅地化が進んでいくものと思われまます。それも含めましてこの辺の道の整備というのを考えられているようです。なお、この4つとも整備後は市道としての寄付の予定でございます。地元としては、全く問題ないと考えておりますのでよろしくご検討のほどお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、今回4件とも市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

4ページ19番、20番、21番、22番、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

以上で議案第49号の審議は全て終了いたしました。

【議案第50号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

続きまして、議案第50号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第50号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号66番】

(農地担当)

それでは、6ページ66番、三須の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

現況は休耕田で、東が宅地、西が道路、南も道路、北が残りの田んぼです。特に問題ないと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

この件につきまして、現地調査の結果、問題はないと守安委員より報告がありました。内容の説明につきましては、守安委員より報告しますのでよろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは守安委員をお願いいたします。

(守安委員)

この案件につきまして、用水は何も問題ございません。排水につきましては、雨水は宅地内に集水枘を設置しそこから既存の排水路に接続するという事です。また、生活排水ですが合併浄化槽を設置し、直接既存の排水路に流入しないように留意するとなっております。また、日照、通風ですが、北側に半分田んぼが残っていますが、何も作っていない様子なので、また、土地を不動産屋に預けておるみたいで、あと半分もいずれは宅地になると思われれます。日照、通風については何も問題無いと思います。今度建てる建物ですが、木造2階建てで高さが約8.6メートル程度です。北側

に5メートル離して建築する予定なので、日照、通風には支障は無いと思います。また、土砂ですが、土砂につきましては北側、東側、隣接土地との境界部分にブロック擁壁を施工し崩壊による土砂が隣接地に流出しないように留意するという事です。総合判断については、何も問題ないと思いますので、この件に関してよろしく申し上げます。

以上です。

(農地担当)

それでは事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

66番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、66番は許可されました。

【受付番号67番】

(農地担当)

続きまして67番、北溝手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

現況は保全管理された水田で、東が宅地、西が残りの田んぼ、南が宅地、北が道路です。特に問題ないと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(前田委員)

当該農地の現況は今ご説明があった通りでございます。東が宅地、西が水田、南が宅地、北が市道を挟みまして JR 桃太郎線が通っている所です。用水につきましては特に問題ありません。排水については、雨水の沈殿柵を設置し道路側の水路に接続、また、生活雑排水については合併浄化槽に接続し、直接道路側溝に流出しないようにするそうです。日照、通風については、予定建築物は木造2階建て、高さが約7メートル程度です。西側に隣接農地がありますが、日照、通風に支障が極力無いようにするようです。土砂の流出等については、申請地と隣接地の境界部分に土留壁を設置し、盛土部分の崩壊による土砂が隣接地へ流出しないようにする予定です。総合判定としまして、隣接地に影響ないと思われまます。どうぞよろしくご審議の程お願いします。

(農地担当)

4番委員、何か補足等はございませんでしょうか。

(4番委員)

別にございません。

(農地担当)

それでは事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、●●●●●●●●のおおむね500メートル以内にある農地という事で、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

67番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、67番は許可されました。

【受付番号68番】

(農地担当)

続きまして68番、美袋の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

現況は耕作はされていませんが、管理された畑です。東が宅地、西が畑、南が道路、北が畑です。特に問題ないと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(大月委員)

先日第5条で●●さんの方から田畑を他の目的に使用したいという申請がございまして、その調査に行って参りました。後ろの地図の6-68にありますが、南側が180号の下に排水溝もあります。それから東側は宅地でございます。それから北側は自分の家の田畑。だいたい30センチ位の盛土となっております。それから西側も同じく畑で同じような高さの盛土になっていまして、使用する土地はそのままの状態を使用するという事で、雨水、風、それから日照、別段何も支障ないと思います。よろしく審議の方お願いします。

(農地担当)

それでは、2番委員お願いいたします。

(2番委員)

先般10月25日、大月委員と現地に行きまして、詳細につきましては大月委員が言いましたように、露天資材置場にしても他に影響を及ぼすことはないと思います。よろしく審議をお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

68番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、68番は許可されました。

【受付番号70番，71番】

(農地担当)

続きまして70番、南溝手の件でございますが、続きます71番と同じ場所で同じ渡し人という関連案件でございますので、これも一括して進めさせていただきたいと思っております。それでは、70番、71番ともに南溝手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

現況は保全管理された田んぼで、宅地化が進んでいる一画です。70番の件は東が田んぼ、西が田んぼと宅地、南が田んぼ、北が水路を挟んで道路。71番の件は、東が田んぼ、西が道路、南が宅地、北が田んぼです。いずれも問題はないと考えます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

70番につきましては、用水につきましては、●●●●番という番地のところに水路を新しく設けて、これを用水とするそうです。排水につきましては、申請地から生活雑排水については合併浄化槽に接続します。浄化槽処理水と雨水は宅地内に柵を設けて集め、その後既設水路に放流します。土砂は柵で一旦沈殿させるようにし、直接流れ出ないように留意します。日照、通風につきましては、申請地の用途が住宅用地であり、高さが8.76メートルの建築物です。周辺に農地が広がっていますが、日照、通風に極力支障が無いように留意します。土砂流出等について、申請地は隣接との境界部分にはブロック擁壁を設置し、隣接農地へ土砂が流出しないように計画しています。総合判断といたしまして、隣接地に影響は無いものと思われまます。どうぞご審議ください。

続きまして71番につきましては、用水については、東側の●●●●●という番地の部分に水路を設け、これを用水とします。排水につきましては、申請地からの生活雑排水については合併浄化槽に接続します。浄化槽の処理水と雨水は宅地内に設けた柵に集め、その後東側新設水路へ放流します。土砂は柵で一旦沈殿させるようにし、直接流れ出ないように留意します。日照、通風につきましては、申請地の用途は住宅地であり、高さが4.11メートルの平屋建て建築物です。周辺に農地が広がっていますが、日照、通風に極力支障が無いように留意します。土砂流出等につきましては、申請地は隣接との境界部分にはブロック擁壁を設置し、隣接農地へ土砂が流出しないように計画しています。総合判断といたしまして、隣接地に影響は無いものと思われまます。どうぞご審議ください。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、2件とも甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

これらの件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

70番及び71番、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号74番】

(農地担当)

続きまして74番、清音三因の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

現況は、耕作されている畑地です。東は宅地、西は道路、南は水田、北が道路です。特に問題は無いと考えます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(5番委員)

申請地の現況は、請け人の●●●●さんが耕作されておられて、この土地の道路を隔てた西側に自宅があります。北側の道路から進入する際、道幅が狭いのと高低差があるため、利用しずらく困っておられました。来年春にはお孫さんが就職で帰ってきますので、露天の駐車場、旋回場として使いたいとのことです。用水については問題ありません。排水については傾斜を設け、水路に流れ出るようにします。日照、通風については問題ありません。土砂の流出等については、現在のままの露天にしておいても草が生い茂っており土砂の流出は無いと思われまます。総合判断として、問題無いと思しますので、ご審議の度よろしくをお願いいたします。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しな

い農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

74番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、74番は許可されました。

【受付番号75番】

(農地担当)

続きまして75番、上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

現況は、保全管理された水田で、東が田んぼ、西も田んぼ、南は水路があつて道路、北が田んぼです。特に問題は無いと考えます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

この件につきましても調査の結果、問題は無いと思います。守安委員より報告がありました。内容等につきましては守安委員から説明していただきますのでよろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは守安委員，補足をお願いいたします。

(守安委員)

ちょっと今聞いた中で，私が見に行った時には東側は一応田んぼなんです，盛土をして荒れた感じになってます。北側の奥に家がありまして，そこの中を車が通った跡があって，道にしているみたいですね。それから北側ですが，北側は何も作っていない以前にも申請があった2か所の宅地になってます。その真ん中が今田んぼになっております。あと西側ですが，田んぼですがこれ道になってますので，見た感じ宅地になってますので。南側に道路が面しております。用水は南側についておりますので問題ないと思います。また，排水については擁壁周内に沈殿柵を設け，既存の溝に直接接続しています。また，生活排水ですが合併浄化槽を接続し，既存の排水路に流入しないように留意するという事です。日照，通風ですが，周りが，田んぼが北側にありますが，多分そのうち宅地になると思いますので何の問題も無いと思われま。建物は木造2階建てで，高さ6メートル程度のものです。また，北側の農地に日照，通風に支障が無いように極力留意するという事です。また土砂の流出ですが，境界部分にはコンクリートブロック擁壁を設置し，盛土部分の崩壊により隣接地へ土砂が流出しないように留意するという事です。総合判断では，何も問題ないと思われま。この件に関してよろしくをお願いします。

(農地担当)

それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが，甲種農地，第1種農地，第2種農地，第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで，第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして，ご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で，諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

75番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、75番は許可されました。

【受付番号69番】

(農地担当)

続きまして9ページ69番、清音三因の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

現況は、水田です。東は田んぼ、西側は個人の進入路、南が道路、北が田んぼです。問題は無いと考えます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(5番委員)

今回の件ですが、請け人の●●さんは渡し人の●●さんの娘さんにあたります。現在●●●で暮らしておりまして高齢となった両親の面倒を見るため地元に戻ることになりました。申請地は実家から約500メートルと近く、家族の面倒を見たり、農業を手伝うのに都合のいい場所を選定しました。用水については、水田の北側に水路がありますので問題ありません。排水については、申請地からの生活雑排水については公共下水道に接続します。雨水は宅地内に設けた柵に集め、その後用水路へ放流します。日照、通風については、住宅は8メートル程度で日照、通風に支障が無いよう留意します。土砂の流出等については、申請地と隣接地との境界部分にはブロック擁壁を設置し、隣接農地へ土砂が流出しないように留意しています。総合判断として、問題無いと思いますのでご審議の程よろしく申し上げます。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

69番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、69番は許可されました。

以上で議案第50号の審議は全て終了いたしました。

【議案第52号 農用地利用集積計画について】

(農地担当)

次に、議案第51号は後回しという事で、別紙になります議案第52号。農用地利用集積計画についてを議題といたします。議題に入ります前に10番委員，退席をお願いいたします。

【14：23 退室】

(農地担当)

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第52号 農地利用集積計画について朗読】

(農地担当)

ただ今事務局から説明のありました今回の件でございますが、何かこれについてご質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)

なし

(農地担当)

それでは原案通り承認といたしてもよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは原案通り承認とさせていただきます。

(6番委員)

ちょっとすいません。ここに契約期間のあれが入ってないんですが、入れなくていいんですか。

(主査)

失礼します。今回は貸借ではなくて、所有権移転をするという事になりますので、期間としては入っておりません。

(6番委員)

すいません。失礼しました。

(15番委員)

まあ利用権設定、貸し借りの事が多いんですが、今回みたいに所有権移転の場合この賃借料のところで変えれるのかなど。多分この●●●というのが所有権移転の関係のなんじゃろうと思うんですが。

(主査)

そうですね。ちょっと議案の方、表示が賃借料になっていますが、これが実際売買の金額になります。議案についてはその賃借料を土地代金と読み替えていただければと思います。よろしくお願いたします。

(農地担当)

ほかに何かご質問ございませんか。

(委員)

なし

(農地担当)

では改めまして、原案通り承認といたしてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(農地担当)

では、原案通り承認とさせていただきます。10番委員に入室いただいでください。

【14:27 入室】

【報告第35号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告事項に入ります。

報告第35号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第35号 報告書について朗読】

【報告第36号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第36号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第36号 報告書について朗読】

【報告第37号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第37号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第37号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当)

24ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

【議案第51号 総社市就業奨励金の交付に伴う意見について】

(農地担当)

ここで、先程とばしました議案第51号につきましてお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。それでは、議案第51号について、農政担当の3番委員にお願いをいたします。

(農政担当)

それでは議案第51号について、審議に入りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第51号 総社市就業奨励金の交付に伴う意見について朗読】

(農政担当)

ただいま事務局から説明がありました今回の対象者。4名挙がっておりますが、それぞれについて審議をしたいと思います。最初に11ページにあります●●●さんについて審議いたします。何かご意見のある方おられますか。

(15番委員)

はい。

(農政担当)

15番委員、お願いします。

(15番委員)

ただいま議案に挙がっております●さんについてでございますが、桃のほうで研修を2年間いたしましたして、昨年の秋に研修を終えられています。本年に至っては就農一年目という事でございます。研修に関しましては●●●●●●●●にて研修をいたしまして、実際は●●地区の大規模農家さんの所で研修を受けております。現在就農の農地といたしましては、●●地区の●●を中心に今成木園がいくらかと、広げている途中の若木園等が1ヘクタール規模で今準備途中という段階でございます。研修は●●地区で行ってりましたが、本人の居住が●●●という事もありまして、●●の辺りに中間管理機構等とも相談いたしまして農地を得ることができました。この資料にも書いておりますが、本人はまだ成木園も持っておりますが、農地拡大中ございまして園を規模拡大して安定的な経営を目指すという事でございます。研修中から私どももよく知っておりますが、しっかり規模の拡大をしていきまして、おそらく今後地域の力となっていくような人に育っていくのではないかと考えておりますので、よろしくご検討いただければと思います。

以上です。

(農政担当)

他にどなたか、質問やご意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

なし。

(農政担当)

それでは皆さんにお諮りしたいと思います。先ほど事務局から説明がありました、総社市就業奨励金第5条による総社市農業委員会の意見としては、適当であるとの回答をすることとしてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農政担当)

それでは●さんにつきましては、農業委員会の意見として適当であるとの回答をすることといたします。

次に、12ページの●●●●さんについて審議いたします。何かご意見がある方いらっしゃいま

他にどなたかございますか。

(委員)

なし。

(農政担当)

なしという事で、農業委員会の意見としては適当であるとの回答をすることとしてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農政担当)

それでは、農業委員会の意見として適当であるとの回答をすることといたします。

次に3番目になりますが、これも桃農家になりますが13ページの●●さんについて審議したいと思います。15番委員、説明をお願いいたします。

(15番委員)

次の●●さんでございますが、彼は先程の2名と違いまして、私の所の組合で研修しております。出身は●●の方でございます。彼につきましても●●●●●●●●のほうで2年間の研修を経まして昨年就農しております。今、居住の方は●●となっておるんですが、親御さんが●●の方に住んでおられて、元々は●●●、●●●●●●の指導員を行っていました。で、そちらの方を早期退職いたしまして、つい先々月、総社の方に引っ越してまいりました。●●●●●の方に居を構えて、来年あたりそちらに同居するという事でございます。農地の方が久代地区で岡山県の事業でございますハイブリッド生産団地という果樹の圃場整備の事業の第1号の入植者となりまして、久代地区で今約1.2ヘクタールの農地で既に植え付けは済んでおります。就業1年目、販売0キロと計画ではなっておりますが、今年既にいくらかの収穫は出るようになってまいりました。先に植え付け等済んでおりますので、5年目等は順調にいくだろうと考えておりますし、近隣農地等をさらに広げていく計画も現在出ております。以上のことから、まだ若いこともありますし、今後地域を支える力となっただけのではないかと考えておりますので、よろしくご検討の程お願いいたします。

以上です。

(農政担当)

今の説明につきまして、何か質問等ありますでしょうか。

(委員)

なし。

(農政担当)

それではお諮りしたいと思います。農業委員会の意見として適当であると回答することとしてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農政担当)

異議なしということで、●●さんにつきましては、農業委員会の意見として適当であると回答することといたします。

それでは最後になりますが、14ページの●●●●さんについて、審議したいと思います。この方につきましては、茅原委員お願いいたします。

(茅原委員)

●●さんにつきましてはですが、●●は岡山県の●●●●●を卒業されまして、その年に野菜農家として就農されました。それで、●●●●●●●●●●の方へ所属されまして昨年度と今年度、2年出荷されました。本年度の出荷は先日終わりましたが、2年間しっかりと茄子のほうを出荷されました。茄子の他にサツマイモ等も植えておりまして、露地野菜を中心にやってきました。計画の方にも露地野菜で計画されておりましたが、やはり露地野菜のみでは年間の所得が取りにくいということで、冬場の出荷も考えまして施設茄子をやりたいとの相談がありまして、施設茄子をする方向で今ハウスを建てる準備等を計画、進行しております。住まいは総社市●●なんですけれども、畑のほうは今現在●●の●●●●の方へございます。今度ハウスを建てます土地というのは、●●地区に考えておりまして、当初●●の農地で出荷を始めたので、当初の営農計画の方は●●の方へ出しておりました。今度総社市●●にハウスを建てて、今後はそちらが中心となりますので、改めて計画書の方も修正いたしまして総社市に出す予定としております。●●さんは本当に真面目でいつも前向きに頑張っておられまして、まだまだ年も若いですし、これからの総社を担っていく大変期待のできる方だと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(農政担当)

今説明いただきました事で何か質問等ある方はおられますか。

(委員)

なし。

(農政担当)

それではお諮りしたいと思います。農業委員会の意見として適当であるとの回答をすることとしてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農政担当)

異議なしという事で、●●さんにつきましては農業委員会の意見として適当であるとの回答をすることといたします。

以上です。

(会長)

ありがとうございました。以上で日程第3 付議事件を終了いたします。

【日程第4 その他】

(会長)

次に、日程第4、その他に入ります。

委員の方から何かありませんか。

(3委員)

ちょっとよろしいですか。農地パトロールの事を尋ねるんですけど、農地パトロールについてありました航空写真の照合するやつ、地図と地形とかその分ですが、その写真というのは来年もまた使うような予定になっているんですか。前回同じものを2年続けて使った記憶があるんですけど、今回どういう形になるのでしょうか。

(主査)

今回は、写真が新しくなっておりますので、新しいものを印刷してお渡ししております。来年度も写真は今のと変わらないので、基本的には今年の方を使っていたらどうかと考えております。

(3番委員)

今年の方に書き込んでいくから、来年するときにちょっとやりにくい言うんか、判読しにくくなるんですが。

(主査)

それは人によって前年のを参考にする方もおられると思いますし、書き込んで読みにくいから新しいのがいいという方もおられると思うんですけど、そこは新しいのは用意させていただきます。今年使っていた分も参考にされる方にはお渡ししようと思います。

(3番委員)

希望すれば新しいのを出してくれるということですか。

(主査)

写真は新しいのをお渡しします。今年使っていたのがいられる方は、それも一緒にお渡しして比べていただけたらと思います。

(3番委員)

はい、分かりました。

(会長)

他には無いでしょうか。

(委員)

なし。

(会長)

それでは、事務局から事務連絡をお願いいたします。

(主事)

【視察研修の中止について】

【新年会の中止について】

【研修・アンケートについて】

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理)

皆様お疲れ様でした。先程最初に会長からお話があったこと等色々と事務局にお願いしたいこと、それから我々委員が協力してやらないといけないこと等、色々と課題はありますけれど、この勢力でやっていくしかありません。課題も多いですけども、疑問点を見つけながら進めていくしかないかなと思っておりますので今後ともよろしくをお願いいたします。本日はお疲れさまでした。

閉会 午後3時2分